

第4章 津波対策計画

津波が人命に大きな被害を及ぼす主な要因としては、次のようなことがあげられる。

- 1 波の伝わる速度が早く、震源地が近いと津波警報から避難するまでの時間が短い。
- 2 津波が水深の浅い所へやってくると波高が大きくなり、海上から段のようにはい上がってくる。
- 3 湾奥が狭くなっているような場所や水深が浅くなっている所では、急に波高が大きくなる。又、湾内に起こる振動の固有周期が津波の来襲周期と近い場合、共振現象が起きて、湾奥の波高が湾口の波高より高くなることもある。
- 4 津波の周期が長く、波は1波だけでなく数波やってくる。

このようなことから津波災害対策は、いかに速く安全な場所へ住民を避難させるかに尽きる。

過去の津波の被害等を踏まえ、次のような津波対策を図る。

第1節 災害予防対策

1 伝達体制の整備

- (1) 所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、沿岸地域の津波警報等の伝達の迅速化を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における津波警報等の確実化を図るため、通信機器や要員の確保等防災体制を強化する。
- (2) 住民等に対する津波警報等の伝達手段として防災行政無線の整備を促進するとともに、沿岸地域への伝達の範囲拡大を図るため、サイレン、拡声器等多様な手段を確保する。
- (3) 津波警報等の伝達を迅速かつ確実に行うため、関係機関合同の津波警報等の訓練を実施する。

2 津波避難体制の整備

第1章「総則」第7節「被害想定」(1)最大クラスの地震・津波(別図1参照)について、重点的に津波防災対策を推進する。

(1) 津波避難計画の作成

津波対策は、到達時間、津波の高さ、浸水予想範囲、避難対象地区等地域の特性を踏まえ、計画的に取り組む必要がある。

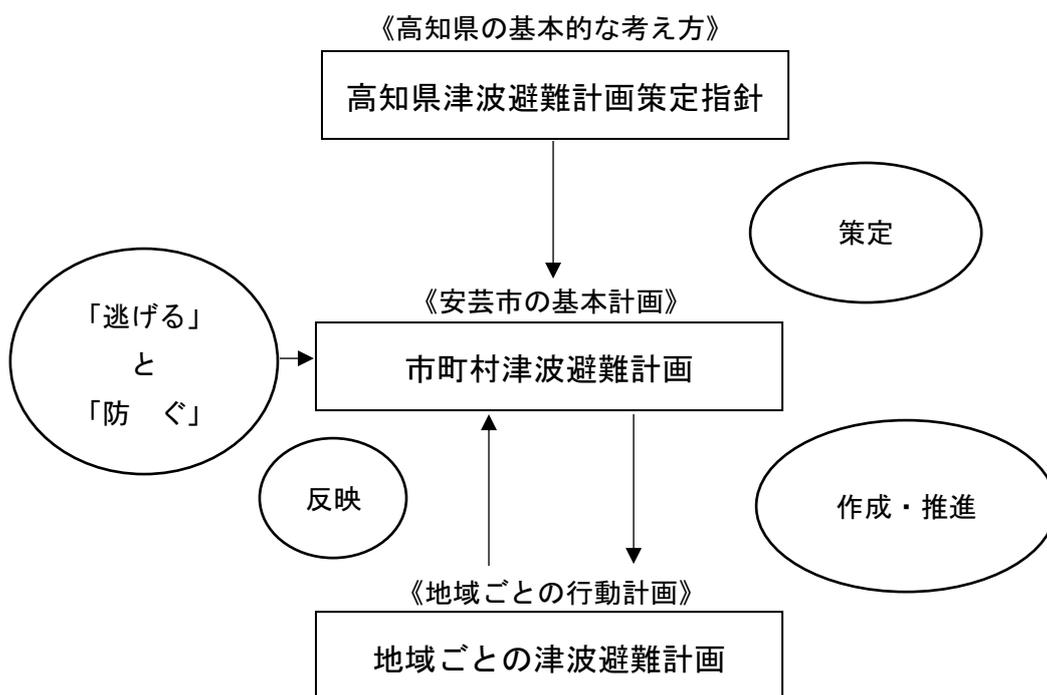
そのため、市町村や津波浸水が想定される地域ごとの津波避難計画を作成し、住民と行政が協力し、地域を挙げての津波避難対策を推進する。

ア 市町村津波避難計画

「高知県津波避難計画策定指針」に基づき、安芸市津波避難計画を作成する。

イ 住民の津波避難計画

市が作成した津波避難計画に基づき、住民自ら、要配慮者対策も含めた地域の津波避難のための行動計画を作成する。



(2) 漁港内での安全の確保対策

ア 防災知識の普及・啓発

漁港、船舶関係者に津波に関する知識の普及・啓発を行う。

イ 漁港施設及び危険物の安全管理

危険物が海上に流出しないよう、関係施設及び船舶に指導を行う。

3 危険地域における警戒意識の普及

津波危険予想地域の住民に対し、広報等を活用して津波警戒に関する次の内容について周知徹底を図るものとする。

津波に対する心得

- (1) 強い地震を感じたら、すぐに海岸から離れる。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報が発表された場合は、沿岸の危険な区域にいる人は、すぐに避難する。
また、周辺に気付かない人がいた場合は、呼びかけを行う。
- (4) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。
- (5) 津波は繰り返し襲って来るので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。

4 避難路、避難場所の整備、充実

津波から安全に避難するため、避難路の整備や避難場所の確保を図る。さらに、これら避難路、避難場所については、広報等により日頃から住民に周知を図っておく。

5 避難誘導體制の整備

避難にあたって、高齢者、幼児、障害者、病人等の災害時要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備を進める。

6 避難訓練の実施

津波来襲時の的確な避難、日頃の住民意識の高揚を図るため、津波避難訓練を実施する。

第2節 災害応急対策

1 津波警報発令後の対策

- (1) 津波警報等を防災行政無線、広報車、サイレン等あらゆる手段をもって迅速かつ正確に住民、漁協関係者等や、釣り人、海水浴客、観光客等に伝達し、海浜等からの避難指示を行う。
- (2) 津波警報等が発令された場合または津波による浸水が発生すると判断した場合、速やかに的確な避難勧告・指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。その際災害時要配慮者にも配慮した避難措置に心掛ける。
- (3) 津波被害から住民を守るため、消防団等を出動させ、防潮水門を閉鎖するなど緊急対策を行う。

2 海面監視

津波警報等が発令されたとき、海岸付近で強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、避難の指示等を迅速かつ確実に行うため、監視人の安全を確保した上で、直ちに海面監視を開始し、拡声器を使って住民等に的確な避難の勧告等を行う。

3 報道の聴取

地震を感じてから少なくとも1時間は、当該地震または津波に関するラジオ、テレビの報道を聴取する。

4 避難勧告、指示

市長は、災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなったとき、自らの判断により津波警報を発することができる。

また、津波警報を受け取る以前において、津波発生のおそれを確認した場合は、津波区域内の住民に対し避難の広報、勧告、指示等必要な措置をとる。

5 避難の方法

津波危険地域の住民は、出火防止措置をとった後、直ちに近くの高い所に避難する。

6 応急対策活動情報の連絡

市長は、県に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況を連絡し、必要により応援を求める。

7 被害状況の報告

(1) 緊急報告

市長は、人身、家屋等に被害が発生したとき、または発生する恐れがあるとき並びに避難等の応急対策を実施したときは、直ちに次の事項について県に報告する。

ア 発生日時

イ 発生場所

ウ 災害の状況、応急措置の概要

エ その他参考となる事項

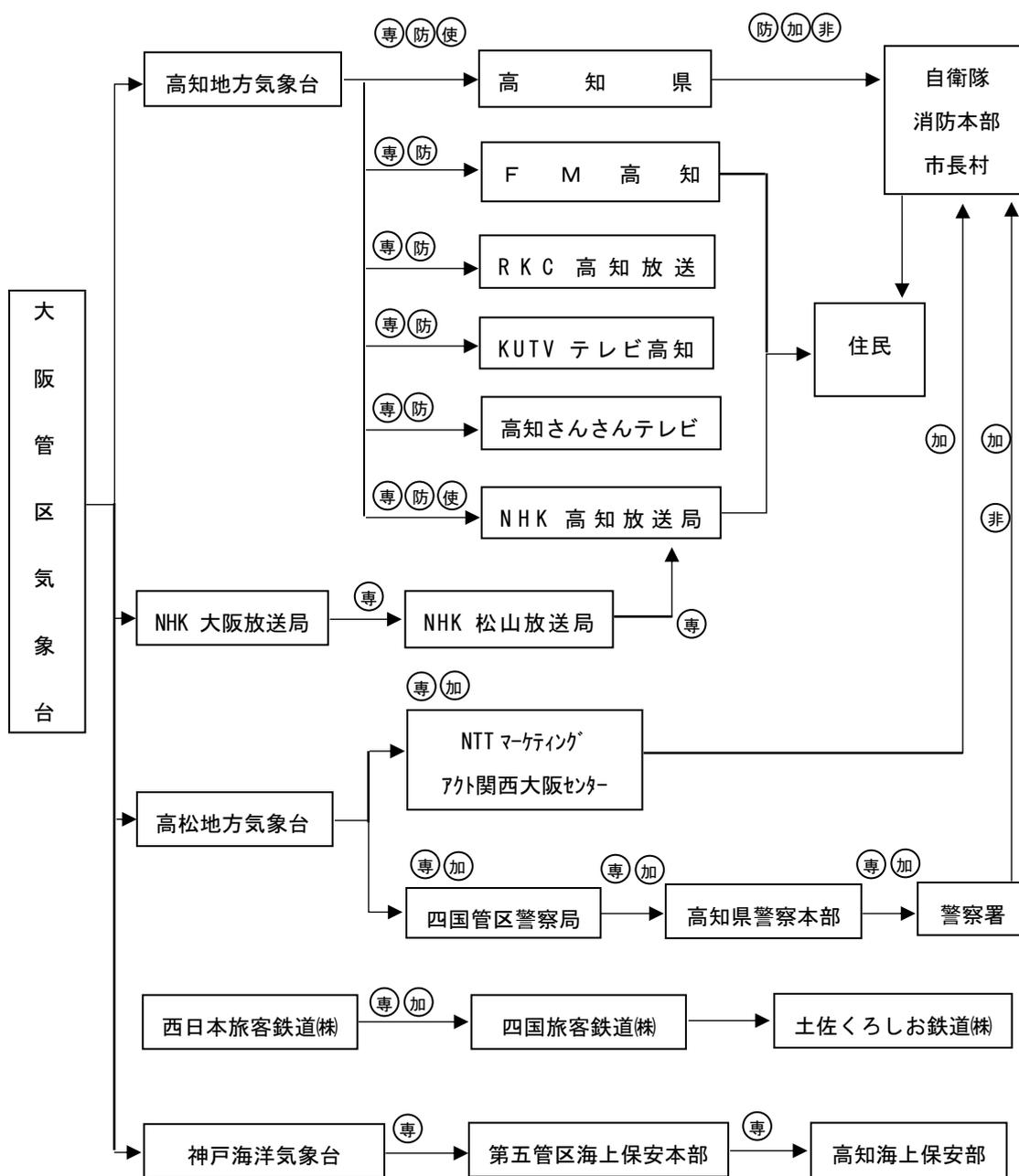
(2) 中間報告及び確定報告

市長は、災害の拡大に伴い被害の状況を調査し、集計のつど中間報告するとともに、被害が確定したときは県に遅滞なく確定報告を行う。

8 津波予想の伝達系統

大阪管区気象台から発表される津波予報の通報系統は次のとおりとする。

また、気象庁から発表される津波予報（遠地地震による津波）は大阪管区気象台、高松地方気象台及び高知地方気象台に通報され、その後は、同様のルートで伝達する。



- (加) : 加入電話 (防) : 防災行政無線 (使) : 不通時使送する
 (専) : 専用線 (非) : 非常無線（伝達ルート上に優先使用順に記載）

9 津波予報の内容

予報内容は、次のとおりとする。

(1) 津波予報

ア 「大津波」「津波」「津波注意」の3種類（予報区は「高知県」）

イ 直ちに（予報発表後10分以内）津波が来襲する予報区を明示

(2) 津波到達時間・予想される津波の高さに関する情報

(3) 各地の満潮時刻・津波到達予想に関する情報

(4) 津波観測に関する情報

(5) 津波予報（部分解除）

津波予報の種類及び解説

予報の種類		解説
津波注意報	津波注意	高いところで20cm以上1m未満の津波が予想されますので、注意してください。（発表される津波の高さ：0.5）
	津波注意解除	津波の心配はなくなりました。
津波警報	津波	高いところで1m以上3m未満の津波が予想されますので、警戒してください。（発表される津波の高さ：1, 2）
	大津波	高いところで3m以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。（発表される津波の高さ：3, 4, 6, 8, 10以上）
	津波警報解除	津波の危険はなくなりました。

(注)「津波の高さ」とは、当該津波の来襲地域において、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位（平滑したもの）との差であって、津波によって潮位が上昇した高さを言う。